# 中国国有企業改革の一考察 一 現地調査をふまえて(1) —

金山 権

### 1. 国有企業の解釈変更 — 国有資本企業 (国資企業)

国有企業は"国営企業"から"国有企業"(93年全人代第8期第1回会議における憲法改正によって)、また1997年の共産党第15期全国大会後の国有企業から株式制への転換に伴う"国有と国有持株会社"という3つの大きな変化があった。改革の深化と拡大開放のなかで"国有と国有持株会社"の概念では、すでに各経済領域に広がっている国有資本の役割への正確な解釈が遅れ、とくに企業活動における国家株の重要な役割(国有資本の参加)への解釈が欠けている。

国有企業改革のなかで、とくに競争が激しい分野では主に国有資本(国家株)参加の形が重要な役割を果たしている。こういう状況の下で、中国の理論界では"国有資本企業"(国資企業)という新しい概念を打ち出した。つまり、国家資本が投資された企業は"国資企業"にすべきであるということである。現在国資企業という概念も定着しつつある。

国資企業には、国家独資会社、国家持ち株会社、国家資本(株式)参加企業が含まれている。国有企業の外側からみると、国有企業はすでに単なる国有工業企業ではなく、非工業領域の国有企業、例えば、金融、保険、独占分野、公共事業分野、商業小売業など、あらゆる国有資本投資、運営の部門に及んでいる。情勢の変化、改革の進展によって、適時

に国有企業の内包と外延への調整は企業改革 には十分必要であった。

WTO加盟 (2001年12月)後、2002年から 中国は国有企業改革への構想が広くなりつつ あって、異なっている地域、業種、異なる規 模の国有企業などに対し、多チャンネルの改 革構想で行ってきた。

とりあげられるのは、

- ①積極的に政企分離を推進し政府と企業間の 関係を明確にする、
- ②近代企業制度つまり株式制企業制度への改革の推進によって規範化された企業統治制度の確立、
- ③国有資産管理への有効な方式の探索を通じ て国有企業への監督、管理の強化、
- ④企業内部のインセンティブ・メカニズムの確立、
- ⑤独占部門に競争メカニズムを導入し、独占 局面を排除、
- ⑥「抓大放小」(大を掴んで小を放す)企業改 革戦略の下で、地方における中小国有企業 の売却、
- ⑥段階的に国有企業における社会負担を切り 離す、などである。

### 2. 国有企業改革推進の新体制

#### (1) 中央の国有資産監督管理委員会

03年3月開かれた全国人民代表大会第10期 第1次会議で、国有企業の改革を推進してき た従来の5つの中央官庁の体制から、新しく 設立された国有資産監督管理委員会(国資委) へ移管を決定した。これによって、中国独特 のルールのもとで管理、運営されてきた国有 企業の制度改革がスタートを切った。現在196社の中央級企業を直接監督管理しているが、196社の国有総資産は6兆9千億元で、約104兆円に達している。

#### 図1. 国有企業改革の新推進体制―国有資産監督管理委員会



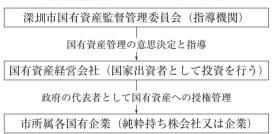
## (2) 地方における国有資産監督管理委員会

地方における国資委は、第10期全人代では 全国で最初(1992年)試験的に行われてきた深

(深圳モデル)

圳の国資委における3段階式体制、いわゆる 深圳モデルを認める形で全国に広げることに している。

#### 図2. 国有資産監督管理における3段式体制



自主経営、国有資産価値の保全・増殖の責任

出所:03年3月深圳市体制改革委員会、市国資弁公室でのインタビューにより作成

上述のモデルの下で、深圳市で実際に実施されているケースを見ると、以下の通りである。

#### 図3 深圳市国有資産監督管理体制



国有企業改革の中で、どういう国有資産管理体制を立てていくのか。現在理論界のみならず各分野におけるホットな論題となり、解決すべき問題ともいえる。

国資委は行政機関として、国有企業の"姑+ オーナ"になっては行けないと、政府は強調し ているが、実際行動に関して共産党中央企業 工作委員会、財政省、労働社会保障省、旧国 家経済貿易委員会、旧国家計画委員会など5つ の中央官庁から機能移管で国資委に集約され た以上、今後検討すべき課題が残っている。

- 1) 共産党代表大会と全人代では共に、金融業における資産経営管理は国資委の管轄下に置かないことにしている。によって、授権管理の下で国資委は国有資産価値の保全・増殖のために専念することができると思われるが、逆に管理分野が制限されたため他分野での国有資産の"流失"を防ぐことが出来なくなるのでは、という懸念。
- 2) 誰が国資委を管理するのか。国資委にとって、ディスクロージャーは非常に重要である。しかし、国有企業への戦略調整を行う場合、それらはいわゆる国家の戦略に関わることで、私営企業のように随時のディスクロージャーはできなくなる。国資委は定期的に国会に当たる全人代常任委員会への報告が義務づけられているが、国資委は国務院の授権部門であるため定期的に全人代

- への報告すること自体が国資委は事実上の 二重機関の代理人であることを示唆してい る。国資委を直接管理するのはどこなのか。 プロセスの角度からみてもいまだに空白で ある。
- 3) 地方の各国資委は独立なのかあるいは従属 関係なのか。いかに中央と地方(省、市、県) 間の内部分権メカニズムを把握するのか。 中小国有企業の本格的な売却の波の中、国 資委はどこまで自らの機能を果たすのか。 学術界ではまさにジレンマに陥っている。

#### 3. 終わりに

WTO加盟を果たした中国は、グローバル化、競争力のアップ、中国進出外資系とくに多国籍企業との共存、競争などのなかで、時代の要請に対応しながらさらに制度、構造面で積極的に取り組んでいる。こういうダイナミックな改革にどれだけ有効性を発揮するかは注意深く見守りたいところである。

#### [注、参考文献]:

#### 略

(本稿は、文科省科研費基盤研究(B)「中国の国有企業改革に関する調査研究:所有制・グループ化および企業統治を中心に」(研究代表者:座間紘一)の中国現地企業調査の一部分である。)